

労働法規セミナーを実施しました。

1月24日（木）に3年生就職内定者対象の「労働法規セミナー」を実施しました。京都府社会保険労務士協会から特定社会保険労務士の木村秀幸氏を講師としてお迎えしました。

労働に関するトラブルは年間約100万件もあるそうですが、基本的な法律の知識がないと相談もできないと教えていただきました。

今日学んだことを忘れず、4月から社会人としてよいスタートを切って欲しいと思います。



生徒の感想文から

○私は今日の講演を聞いて、働くということは、日本国憲法とたくさんつながっているのだと知りました。また、求人票によく書いてある試用期間の意味が解雇されやすい期間のことだと知り、驚きました。他にも有給休暇の仕組みも分かりました。今後働き始めたときに今日のことが生かしていけたらいいなと思いました。